

2 計画の位置づけ

この計画は、

- 1 健康増進法の第8条に基づく市町村健康増進計画です。
- 2 「長崎市第4次総合計画」の中のまちづくりの方針、「私たちは『人にやさしく、地域でいきいきと住み続けられるまち』をめざします」の中に位置づけられます。
- 3 国の「第2次健康日本21」に基づいた長崎市版の健康づくり計画書です。
「第2次健康長崎市民21」後期計画では、世代ごとの強化すべき健康づくりの行動目標に沿って、世代の特徴に応じたアプローチをしていきます。

